

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことに ついて通知がありました。

令和二年四月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（空中写真測量）
- 二 測量の地域 奈良市及び天理市西部
- 三 測量の終了年月日 令和二年二月二十七日